

平成24年第10回教育委員会 定例会会議録

平成24年10月10日

東久留米市教育委員会

平成24年第10回教育委員会定例会

平成24年10月10日午前10時00分開会
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(3) 諸報告
- ①平成24年第3回市議会臨時会について
 - ②平成25年度教育目標及び基本方針について
 - ③いじめの実態把握のための緊急調査結果について
 - ④岐阜国体視察結果の報告について
 - ③その他

出席委員（5人）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
生涯学習課長 山 下 一 美	主 幹 傳 智 則 (国体担当)
学校適正化等 担当課長 高 梨 顕 彦	図 書 館 長 岡 野 知 子
統括指導主事 末 永 寿 宣	指 導 主 事 間 嶋 健
指 導 主 事 大久保 順 子	

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 榎本委員長 これより平成24年第10回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 榎本委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の会議録の署名は松本委員にお願いします。
-

◎議案の追加

- 榎本委員長 日程第2に入る前に追加の議案がありますので、事務局から説明をお願いします。
- 東総務課長 「議案第60号 東久留米市教育委員会の職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」を追加議案としてお願いしたいと思います。内容は臨時職員にかかわるものです。
- 榎本委員長 お聞き及びのとおり議案第60号を追加議案とすることにご異議はありませんか。ご承認をいただきましたので、新しい日程をお配り願います。
-

◎会議録の承認

- 榎本委員長 9月4日に開催した第9回定例会の会議録は既にご確認いただきましたが、よろしいですか。異議なしと認めます。第11回臨時会の会議録については、後日ご確認いただきますのでよろしくお願い致します。
-

◎傍聴の許可

- 榎本委員長 本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 総務課長 いらっしゃいません。
- 榎本委員長 人事案件終了後にお見えになったらお入りいただくことにします。
(公開しない会議を開く)
(公開しない会議を閉じる)
-

◎諸報告

- 榎本委員長 日程第3、諸報告について。「①平成24年第3回市議会臨時会について」から、順次、ご説明をお願いします。
- 東総務課長 資料としましては会期日程表、暫定補正予算、さらに9月議会閉会中の継続審査として決算特別委員会も開催されていますので「東久留米市の財政分析」を添付しました。また、「平成25年度予算編成について」も本日ご配布しています。こちらも関連しますので、併せてご報告します。

9月25日に開催した第11回教育委員会臨時会において、第3回の市議会定例会における平成24年度東久留米市一般会計予算が否決されたことを報告しました。「東久留米市一般会計(教育費)の暫定補正予算(第5号)」を教育委員会で審議し、ご承認をいただいたところです。しかし、9月議会での一般会計当初予算否決を受け、本年10月から12月までの3カ月間の一般会計暫定予算を審議する第3回市議会臨時会が9月26日に開催されました。当初は9月26日一日間の予定でしたが、保育行政や家庭ごみ有料化、イオンのシャトルバスなど

に関して多くの質疑が交わされたこと、さらに、シャトルバスのルートを提示された時の市の対応などで審議が止まり、午後11時半を過ぎても質問者が残っている状況でした。このため、会期を27日まで延長し、26日は午後11時49分に閉会になりました。翌27日は午前中に質疑は終了しましたが、その後、休憩となり、再開後、市長から、「先ほどの辞職についての考え方をお答えする際に全く考えていないと発言したが、これは予算否決を重く受けとめるとの部分を打ち消してしまうような不適切な発言であったので訂正する」ということがあり、この後、責任の所在を明らかにするとの発言後、討論、採決となり、無所属議員1人を除く賛成多数で暫定予算は可決されました。暫定予算が可決された後、市長陳謝の件と特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例が日程に追加となりました。この資料が先ほどの資料です。市長から陳謝文の朗読が行われた後、この条例の採決が行われ、あくまで市長の辞任を求めているので本案に反対するとの無所属議員1人を除く賛成多数で、この条例が可決されました。終了時刻は19時25分でした。以上が第3回市議会臨時会の報告です。

関連して、先週の3日から5日までの三日間、閉会中の継続審査として決算特別委員会が開催され、平成23年度の決算審査が行われていますので報告します。委員構成は自民クラブ3人、公明党3人、日本共産党2人、市議会民主党2人、社会市民会議1人です。結果については一般会計ほか国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計も承認されています。

続いて、資料の「25年度予算編成について」をご覧ください。25年度予算編成方針が市長から提示されました。職員に対しての予算説明会は10月2日に行われました。冒頭、市長から、「平成24年度当初予算案が3月議会、6月議会、9月議会で3回連続で否決され、9月27日の臨時市議会で10月から12月までの暫定予算の議決はいただいたが、24年度と25年度の予算編成作業を同時に進めなければならない状況になっている。12月議会に向け最大限の努力をして先頭に立っていくので、職員は市民の皆様のために努力をしてほしい」という話がありました。その後、財務部長や財政課長から具体的な予算編成に向けての話があり、来年度の一般会計予算の収支見通しの話なども出てきましたが、今年度と比較してもより一層厳しい財政状況が続いているということです。

また、資料として「東久留米市財政分析 ～23年度決算で見る現状と課題～」等も併せて添付していますので後ほどご覧ください。

○**榎本委員長** この件は以上にとどめます。続いて、「②平成25年度教育目標及び基本方針について」に入ります。

○**東総務課長** 資料1の「平成25年度教育目標・基本方針検討資料」、資料2の「平成25年度教育目標及び基本方針の策定に当たっての変更（事務局案）」です。資料1は平成24年度の教育目標等を大きく変えていない内容になっています。2ページから基本方針になりますが、25年度に変更となる点のみアンダーラインを引いています。例えば2ページでは「(3)信頼される教育の確立」の最初に「教育振興基本計画（仮称）策定事業」の所管が24年度は総務課になっていますが、25年度は学校適正化等担当となっています。3ページでは事務事業に増減があります。総務課が所管である「空調機設置事業」は24年度までの事業ですので25年度は削除しています。8ページの中段には「家庭教育への支援の充実」で、生涯学習委託事業（家庭教育講座）が新たに追加されています。9ページでは基本目標5の「(2)学習の機会の場の充実」で、生涯学習課が所管の「①社会教育関係指導者養成講座の充実」の中で、生涯学習委託授業（レクリエーション事業）が追加になっています。そのほかアンダーラインのところが変更になっています。

次に、資料2をご覧ください。資料2は並べ替えをした場合の事務局案です。24年度の教育目標等をご議論いただく際にもお示ししましたが、人権と安全な学校と信頼される教育の確

立の並べ替えをした例です。参考に、24年度に指導室が行っている「24年度の取り組み」の表も付けていますが、この表をご覧くださいと、「学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」という取り組みの基本に「人権尊重の理念を基盤とした教育」を置いています。こういったものを配慮した上で「人権」を並び替えると、このような形になるのではないかとということで例示しています。

以上、資料のご説明をしましたが、本日ご議論いただくということではなく、次回の定例会から具体的な協議をお願いしたいということで、本日お示ししたものです。また、併せて、「答申書・報告書・会議録など」「市の計画」といった市のHPからの抜粋したものも教育目標や基本方針に関係するため、こういったものがあるということで資料として添付しています。

○榎本委員長 お話がありましたようにこの後に検討の機会を持ちますので、どうぞ篤とこの字のいっぱいある、事務局の整理が大変だという思いもしますが、しかとご検討をいただきこれからの審議に備えていただきたい。この件は以上にとどめ、続いて、「③いじめの実態把握のための緊急調査結果について」に入ります。

○片柳指導室長 先の定例会で報告しましたとおり、7月に東京都によって行われたいじめの緊急調査の追跡調査が9月に行われ、その後のいじめに対する対応についてまとめましたので報告します。7月の緊急調査の時点ではいじめと認知した件数が38件、いじめの疑いがあると思われる件数が63件でした。いじめ等について9月にその後の対応状況調査結果をまとめたのが下段の資料です。いじめと認知した件数への対応としては38件中27件が解決、残る11件が一部解決でした。ここでいう解決件数というのは、直接的な子どもに対する指導は終了させて、その後の経過を観察していくものと解釈していただきたいと思います。一部解決件数というのは、引き続き、子どもの直接的な指導を継続中のものであるということです。

いじめの疑いがあると思われる件数への対応状況についてですが、7月の調査の段階では疑いがあると思われる件数が小・中合わせて63件でしたが、そのうち、小学校7件、中学校7件の計14件が新たにいじめであると認知されました。これに対してはすべて対応しましたが、このうちの小学校5件ならびに中学校7件が解決、小学校における2件が一部解決となっています。

次に、いじめとして認知した事例における児童・生徒への対応です。これについては7月の段階でいじめと認知した件数に加えて、その後、疑いのあるもののうちいじめと認知したものを加えたものへの対応ということになります。小学校の場合は当初、いじめの件数は18件だったのですが、疑いの件数から新たに7件をいじめと認知したので、合計25件です。同様に中学校は27件です。対応状況を見ても校内で教職員が対応したり、保護者と連携して対応することによって解決に至るものがほとんどであると推測しています。

最後に、いじめと認知した事例におけるいじめの態様、具体的にどんなことが行われたのかということですが、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといったものがほとんどのケースに見られる内容になっています。このほか、集団による仲間外れ、無視といったようなことが続いており、いわゆるひどい暴力的な状況ですとか金品をたかられるような状況は少なくなっています。そういう意味では深刻な事例には至っていないのではないかとというのが現段階での判断です。

なお、先に都内の公立中学校でいじめにかかわるとされる事件が起きたことを受け、東京都から9月末に、再度、「児童・生徒の生命尊重に係る指導の充実について」という通知がありました。この通知を受け、本市教育委員会としては学校のいじめ等に関わる指導体制にやや不十分な点があったことが深刻な例を招いたと思われるところもあり、改めて学校の指導体制をチェックするとともに、それを受けていじめの実態について再度、やり直しの調査を行い、実態の把握並びに指導の充実を図っていきたいと考えています。

- 榎本委員長 大変な関心事ですが何か伺うことはありますか。
- 井上第一職務代理委員 9月以降の対応調査結果の中の「一部解決」という判断は学校長なり学校サイドで定めたものなのか、あるいはそれを受けて指導室でこういう位置づけをされたのですか。
- 片柳指導室長 一義的には学校長の判断です。具体的な対応等の内容も報告させていますが、それを見たところ、教育委員会でもやはりまだ完全な解決には至っていないという判断をしているところではあります。
- 井上第一職務代理 さまざまな粘り強い取り組みを進めていただけていますが、今後についてはスクールカウンセラーをもっと活用していただければと思います。クラス担任や生徒指導の先生からもいろいろな指導や注意等があると思いますが、いじめは深層心理にもかかわってくる問題です。スクールカウンセラーに最低限1回、または継続的に面談してもらいながら、じっくりと子どもたちの意識を変えていかなければいけないのではないかと思います。
- 片柳指導室長 承知しました。
- 榎本委員長 私は、カウンセラーに対する指導も時には必要だと思います。大学から派遣されてきた若いカウンセラーが専門課程を踏んで勉強しただけぐらいでは、子どものカウンセラーはできるものではない。もっと深刻に受けとめて考えておく必要があると思います。このことはカウンセラーと称する方にとどまらず、教員全般についても言えることです。年を食っているからものが分かっているわけでもないし、経験年数だけで言えるわけでもない。その辺のところをトータルで指導していただきたい。
- 片柳指導室長 承知しました。
- 矢部第二職務代理 7月の調査でいじめの疑いがあると思われる件数からいじめと認知した件数に絞り込まれているのですが、この経過について伺います。
- 片柳指導室長 7月の調査の段階での「いじめの疑いがあると思われる」ことの調査におけるいじめの定義ですが、「周辺の児童・生徒や教員等の情報から、いじめがあるのではないかと推測されるもの」ということで、本人への確認はできていないという定義になっています。したがって、そうした周辺情報から本人等への聞き取りによってその態様がいじめだと、この判断も学校の判断になりますが、本人への聞き取り等も行った上でいじめであると学校が判断したものが9月の段階で7件ということになっています。
- 矢部第二職務代理 本人へのしっかりと聞き取り調査があった上での認知であれば安心なのですが、なかなか本人が口に出せないケースもあると思います。この疑いの段階で認知でなくなったから63のうちの14以外はもうすっかりフォローすることはないというのではなく、引き続き目を配っていただければありがたいと思います。
- また、9月の再調査はこれからということですが、いじめは2学期が一番多く起きる時期で、特に夏休み明けが多いですし、学校に来にくくなる子も出る時期ですので、できるだけ、次の調査がいい形で出されるように各学校にご指導をお願いしたいと思います。またこの件数についても市全体の数字なので学校によって偏りがあるのであれば、認知、察知する力の差があってはいけないと思いますので、生活指導の先生たちへの会議を通してご指導をよろしく願います。
- 片柳指導室長 承知しました。
- 榎本委員長 この数字はもちろん生徒・児童とした面があるけれども、先生がいじめられているケースはないですか。
- 片柳指導室長 今のところは耳にはしていません。
- 榎本委員長 暴力などはもちろんだけれども、泣いている先生はいませんか。校長が十分目を光らせて見てくださっているだろうとは思いますが、本当に危ないことですからね。話題にな

っていないければ結構です。

○片柳指導室長 今のところはありません。注意して見ていきます。

○榎本委員長 そうですよ。先生が自殺するケースもあるのだから…。

こういう形で調査をして、関連していろいろご配慮いただくことは当然で、ご苦勞なことでありますが、いじめの問題だけに焦点を当てて考えているのではだめなのです。やはり、教育全体の問題をいつもバックにあるいは基底において考えておかないと、近視眼的な物のとらえ方では基本的な解決はできません。そういう感覚を一方で失わないで対応していただけたらと思います。

○松本委員 家庭との連携ということですが、親が子どもたちと一番長く接しているのですから家庭からの情報を生かしていくことも考えたほうが良いと思います。

○片柳指導室長 承知しました。

○榎本委員長 親からの問題提起は特にありませんか。

○片柳指導室長 今回の調査においては、直接、保護者等から教育委員会に訴えがあったケースはありませんでした。しかし、学校の対応が十分に行き届かないことも過去にはあり、その場合には、直接、教育委員会にご連絡をいただくケースもありました。しかし、学校には改めて家庭からご連絡があったことを伝え、再度、指導をしていただくようにお伝えし、家庭から連絡をいただいたケースについても、そのいじめはここでいうところの解決に至っていて、その後、再度、訴えをいただくようなことはありません。

○榎本委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「岐阜国体について」に入ります。

○傳主幹（国体担当） 先ず、競技施設の準備状況について報告します。競技施設の仮設および国体が終わるまでの維持管理を請け負う業者を8月に公募し、プロポーザル方式によって業者を選定しました。応募業者2社について書類審査と面接の審査を行い、最終的に東商アソシエート株式会社を選定し、9月28日付で契約を締結しました。来年3月末にはスポーツセンターの外の駐車場に15mの壁ができあがり、選手控室は来年3月末の完成予定となっています。

次に、「岐阜清流国体」の視察について報告します。今回が国体本番の協議運営を見学する最後の機会となるため、市長部局の課長4人を含む総勢18人の視察団を編成し、非常に強い台風17号が岐阜、名古屋に上陸した日を挟んでの視察となりました。会場には老人会や市民ボランティアが育てた町の花のプランター、さらに、小・中学生が作成した各県を応援するのぼり等が多数掲揚され華やかな雰囲気を演出していました。地元の高校では競技機関の学校を休校としたようで、多くの生徒が会場のさまざまな場所で働いていました。競技は、熱のこもった試合が展開されていましたが、それに拍車をかけたのが地元小学生による観戦と応援でした。引率の先生に連れられてきた小学生たちが応援の小旗を振り回しながら大きな声を出して応援をすると、ほかの一般の観客も巻き込まれていき、会場中が選手の一挙動ごとに歓声を上げ、大きな声で声援をするようになっていきました。また、応援される側の選手も、声援をされてさらに頑張るという中で、結果として、さらにすばらしい試合展開になっていくという好循環が生まれておりました。そのきっかけを子どもたちが担ったということは、だれの目にも明らかでございました。

ほかにも、各会場で働く職員やボランティアたちの動きについて、実際に本市でその係の担当予定となる責任者が見てこられたことは非常に有意義なものとなりました。また、資料にはありませんが市のスポーツセンターのシャトルバスが国体仕様にラッピングされ、昨日より市内を巡回し、市民の国体気運醸成につなげようと、素晴らしい自慢のラッピングとなっていますので、街なかでご覧になりましたら、チェックしていただきたいと思います。

○榎本委員長 何か伺うことはありますか。

○松本委員 スポーツなどを特に生で観戦することは、テレビの画像で見るとも感動的だと思

います。47都道府県あるため約50年に1回ぐらいしか担当が回ってきません。できるだけ子どもたちに見てもらったり応援してもらったりチャンスをつくったら良いと思います。

- 榎本委員長 現在、本市で苦勞して進めていただいている準備のことで何かありますか。
- 傳主幹（国体担当） 今のところ、準備は順調だと考えています。小学生の観戦等についても校長会を通じてご協力いただき、各学校に協力を依頼していきたいと思っています。
- 矢部第二職務代理 先ほど「開催地の高校を休校にして」という話がありましたが、本市でも市内の都立高校に協力をお願いするのですか。
- 傳主幹（国体担当） 競技補助員としてのお手伝いをお願いする予定になっています。学校を休校にするかどうかはこちらでは分かりませんが、協力をお願いしていきます。
- 榎本委員長 指導室からもいろいろな機会に宣伝を含めお願いしたい。私の個人的な感想ですが、この間、社協の事業と学校と連絡体制がかなり危なっかしい感じもしましたので、今度の場合はもっともっと大きな問題ですからさらにご配慮いただきたいと思います。この件は以上にとどめ、次の報告に入ります。
- 東総務課長 仕分けともう1点、図書館から報告をします。最初に総務課から、24年度仕分け対象事業について報告しますか。平成22年度から実施している事務事業見直しのための仕分けですが、今回で3回目となります。前回、9月25日に開催された教育委員会臨時会では18事業が候補として挙がっていると報告しましたが、ここで対象事業が14事業に絞り込まれ決定しました。仕分けの実施日は10月14日の日曜日で、場所は市役所7階の701・703会議室です。今回、教育委員会関係で選ばれた事業は学務課の小学校給食事業と、生涯学習課の生涯学習センター管理運営事業です。開催のおおよその予定時間は小学校給食事業が15時05分から15時50分、生涯学習センター管理運営事業は16時から16時45分まで、いずれも45分間で予定されています。
- 榎本委員長 この対象事業はどこが決めているのですか。
- 東総務課長 公募で選ばれた10人の市民による仕分け委員が協議の上、決めています。事業内容は事務事業評価表等を参考に絞り込みを行っています。
- 榎本委員長 去年も教育委員会関係が幾つかありましたが、それに対する答えはどう公表しているのですか。
- 東総務課長 昨年度は小・中学校施設管理事業として、総務課が所管する施設の維持管理に関する仕分けが1点と、指導室が所管する教育センター維持管理事業で教育センターに関する維持管理が上げられました。23年度と言っても開催は今年の2月18日です。会議の結果については各委員からの指摘事項と市側の考え方についてホームページ等で公表しています。
- 榎本委員長 この件は以上にとどめます。続いて、図書館からお願いします。
- 岡野図書館長 ただ今中央図書館において、「東久留米市立図書館の地域資料展」ということで、収集しているいろいろな地域資料、行政資料、歴史にかかわる資料を市民にご覧いただくための展示を行っています。本年は特に、昨年から付けているタイトルですが「東久留米のぞきめがね 学校編」ということで、東久留米市の学校についての歴史を振り返る資料を展示しています。11日の木曜日には文化財担当の学芸員である山崎さんに講演していただくことになっています。本年3月には市の近代史ということで3冊目の立派な本が発行されたこともあり、今年は特に学校関係の資料を展示しています。今回は自由学園にも伺い、大変貴重な自由学園のアーカイブスの中から写真を撮らせていただき、複製した、昭和30年代くらいのセツルメントといえますか東久留米の農村に自由学園の生徒さんが、幼稚園のようなものを開設した記録などの資料も展示しています。14日の日曜日まで中央図書館で開催していますので、ぜひご覧いただきたいと思います。
- 榎本委員長 以前に冊子も拝見しましたが、非常に貴重な仕事をまとめてくださっていると

います。目下の教育委員会批判の話題の中で、教育委員会はこういう埋蔵文化までの範囲を受け持たなければならず大変なのだけれども、よく頑張っていただけだと思います。

○榎本委員長 各委員から何かありませんか、

○松本委員 主幹の報告の中で台風のことがありました。本市では対策本部は設置したのですか。

○永田教育長 水防本部を立ち上げました。

○松本委員 学校は避難場所になっていますが、毛布や食料、水などは各学校に備蓄してあるのでしょうか、見かけたことはないのですが。

○東総務課長 市全体の備蓄となりますと防災防犯課が所管になりますが、平成25年4月1日施行で、東京都帰宅困難者に関する新しい条例が施行されます。この中では各事業者において、あるいは学校や保育園等も対象にはなるのですが、そこに勤める社員や職員の三日分の食料や毛布等を確保しなくてはならないため、施行に向けて準備を進めています。例えば一時避難所となっている小・中学校の施設には防災備蓄倉庫がありますが、これは市民のための防災備蓄倉庫となっており、その辺の棲み分けをどうしていくか、現在、防災防犯課と詳細に詰めているところです。平成25年度の予算編成も始まりましたので、条例施行に向けて市側の準備体制を整えていく必要があります。三日分の水と食料だけでもかなりの量になりますので、保管場所も含めてどういう形で対応ができるか、調整に入ったところです。

○松本委員 今まで用意はしていないのですか。

○東総務課長 防災備蓄倉庫の中に備えています。当然、児童・生徒も市民ですのでその辺のところは臨機応変に対応を考えていますがこういった条例施行に伴い、もっと明確化してスムーズな対応ができるよう整備していきたいと考えています。

○榎本委員長 賞味期限が切れるものはどうするのですか。

○東総務課長 必ず賞味期限は来ますので、例えば年1回大きな防災訓練が自治会単位で開催されている中で訓練用として活用していると聞いています。当然、賞味期限を見ながら入れ替えはしています。

○榎本委員長 私は3月11日の東日本大震災の当日は埼玉アリーナに泊めてもらいましたが、初めてその会場を避難場所として使ったらしいです。あの時は2,000人~3,000人ぐらいが避難していました。銀紙にくるんである毛布も借りました。初めて備蓄しているものが使われたようです。

○永田教育長 埼玉アリーナでは2,000人分の毛布を用意しているのですか。

○榎本委員長 そうです。翌朝は牛乳とパンをいただきました。さらに关心したのは、電車がようやく動き出したところに1階の携帯電話のバッテリー電源が2箇所も用意されていて、充電まで配慮されていたことです。

そういう事態にならないで済むのが一番良いのですが、いつも非常事態を心しておかないとなりません。特に、学校で授業をやっている時の非常時の動線についてはなかなか経験できないので、難しいですね。このところあまり見かけなくなりましたが、スリッパまがいのものを履いている先生がいますが、絶対にやめさせたほうが良いと思います。万が一の時に、ガラスの上をスリッパでは駆けられない。運動靴やかかとの入ったものを、先生は先ず自分で日常的に履くべきだと思います。授業中に何かずるずる引きずっているようなものを履いていることを見受けますので、ご配慮いただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○榎本委員長 以上で平成24年第10回教育委員会定例会を終了します。

(午前10時53分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年10月10日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 松本誠一(自署)